

令和6年度

北谷町東アジア3ヶ国地域向け観光物産コンテンツ造成及びプロモーション

業務委託公募型企画提案（プロポーザル）実施要領

沖縄県 北谷町

令和6年4月

1 趣旨

令和6年度北谷町東アジア3ヶ国地域向け観光物産コンテンツ造成及びプロモーション業務委託について、公募型企画提案（プロポーザル）方式により選定するため、必要な事項を定めるものである。

2 業務の目的

本業務は、北谷町への台湾・香港・韓国の東アジア3ヶ国地域のインバウンドのニーズや効果的な情報発信方法を調査した上で、本町公式特産品ちゃたんブランド推奨認定品及び町産品のプロモーションを行うことで認知向上を図る。台湾の旅行会社にて本町にある観光コンテンツを商品化し、有効なメディアの利用と各地域からの訪沖需要に強いインパクトのあるインフルエンサーによるSNS配信などを実施することで、元来から訪沖者の多い東アジア3地域からのリピーターの本町訪問回数増を目的とする。

3 業務内容

(1) 業務名

令和6年度北谷町東アジア3ヶ国地域向け観光物産コンテンツの造成及びプロモーション事業

(2) 仕様書

別添「令和6年度北谷町東アジア3ヶ国地域向け観光物産コンテンツの造成及びプロモーション業務委託」仕様書のとおり

※業務委託仕様書の内容は現時点の予定であり、今後打合せの中で変更する可能性がある。

(3) 履行期間

契約締結日から令和7年2月28日まで

(4) 提案上限額

12,499千円（消費税及び地方消費税含む）

(5) 選定方法

本業務に対する考え方や具体的な取り組み方針、実施方法及び実施体制等の提案内容を比較検討し、公募型企画提案（プロポーザル）方式により事業者を選定する。

4 参加資格

次に掲げる参加資格をすべて満たすこと。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続き開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続き開始の申立て及び破産法（平成16年法律第75号）に基づく再生手続き開始の申立てをしている者でないこと。
- (3) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体でないこと。
- (4) 国税及び地方税を滞納していない者であること。
- (5) 北谷町暴力団排除に関する条例（平成23年条例第11号）第2条第1項第1号又は第2号の規定に該当していない者であること、および暴力団又は暴力団員と密接な関係を有するものでないこと。

- (6) 本町の入札参加資格者名簿に登録されている場合は、本町から指名停止を受けている期間でないこと。
- (7) 業務を円滑に履行することができる体制が整備されていること。
- (8) 事務所等を日本国内に有していること、共同体による提案の場合は、うち1社以上が該当していれば要件を満たすものとする。
- (9) 複数の企業等でコンソーシアムを構成し応募する場合は、日本国内に本店または支店を有する法人を幹事企業に選定すること。

5 参加表明書及び企画提案書の提出

(1) 提出書類

企画提案に参加する者は、次に掲げる書類を提出すること。

なお、提出書類は原則A4版とすること。

| 提出書類 | 提出部数 |
|---|------|
| ア 参加表明書（第1号様式） | 1部 |
| イ 暴力団員又は暴力団員等でないこと等に関する誓約書（第2号様式） | 1部 |
| ウ 会社概要書（第3号様式）※次の(ア)～(エ)を添付すること（写し可）。 (ア) 登記事項全部証明書（証明年月日が参加表明書提出前3か月以内） (イ) 国税及び地方税（道府県税及び市町村税）に係る納税証明書（証明年月日が参加表明書提出前3か月以内） (ウ) 印鑑証明書（証明年月日が参加表明書提出前3か月以内） (エ) 直近2年分の財務諸表（貸借対照表及び損益計算書等）の写し | 1部 |
| エ 受託業務実績書（第4号様式）※業務実績については、過去3年間に地方公共団体から受託した同種業務実績を最大5件まで記載すること。 | 8部 |
| オ 共同企業体結成届出書（第5号様式）（共同企業体を構成する場合のみ） ※共同企業体を構成し応募する場合は、幹事企業を選定すること。 <u>※共同企業体を構成する場合は、イ及びウに掲げる書類を構成員全員分提出すること。</u> ※共同企業体協定書の写しも添付すること。 | 1部 |
| カ 企画提案書（任意様式） ※製本（ファイルで綴じる等）すること。 ※本要領「9 審査の評価項目」の項目に合わせて作成すること。 | 8部 |
| キ 業務実施体制図 | 8部 |
| ク 業務工程表 | 8部 |
| ケ 見積書 ※仕様書の業務内容ごとに人件費、直接経費を分けて詳細を記載すること。 ※契約時には、各積算費用の単価と内訳等の記載を求める場合がある。 | 8部 |

(2) 提出期限

令和6年5月13日(月)午後5時(必着)

(3) 提出方法

持参又は書留郵便による郵送とする。なお、持参による提出の受付時間は、開庁日の午前9時から午後5時までとする。ただし、正午から午後1時を除く。郵送による場合は提出期限までの必着とする。

(4) 留意事項

ア 提案書に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法に定める単位に限る。

イ 提案の実現可能性を検討するため、必要に応じて提案者に対し、任意で追加資料の提出を求めることがある。

ウ 企画提案書等は、参加表明書提出者1者につき1提案のみ受け付ける。提出後の追加、差し替え及び再提出は認めない。

6 質問及び回答

本業務に関する質問は、Eメールによるものとする。

(1) 提出方法と書類

質問書(第6号様式)にて 観光課あて電子メールで提出のこと
syokoukankou@chatan.jp

(2) 受付期限

令和6年4月30日(金)午後5時

(3) 回答方法

令和6年5月2日(木)午後5時予定

すべての質問をとりまとめ、一括してホームページで回答する。

7 提案内容審査

企画提案の審査は、別途設置する「令和6年度北谷町東アジア3ヶ国地域向け観光物産コンテンツ造成及びプロモーション業務委託に関するプロポーザル審査委員会」(以下「審査委員会」という。)が行うものとする。なお、審査委員会は非公開とする。

(1) 第一次企画提案書審査 (書類審査)

応募のあった者について、上記4に定める参加資格を満たすものであるか、委託先として適格であるか書類審査を行う。応募が5者以上の場合には、企画提案書類による審査を併せて行い4者程度に選定する。審査結果は、選定された者に対しては、第二次審査(プレゼンテーション)の場所と時間を通知し、選定されなかった者に対しては、結果のみを電話または電子メールもしくは文書にて通知する。(審査発表予定 5月21日(火))

(2) 第二次審査（プレゼンテーション審査）

ア 日時

令和6年5月29日（水）（※予備日 令和6年5月30日（木））

プレゼンテーションに参加できない場合は、審査の対象から除外する。

イ 実施方法

（ア）20分以内の説明の後、10分程度の質疑応答を行う。

（イ）参加者側の出席者は3名以内とする。

（ウ）プレゼンテーションに際し、資料や映像の投影を可とする。ただし、スクリーンとプロジェクターは町が設置するが、パソコンは参加者が準備すること。

（エ）説明に際して用いることが出来る資料は、提出した企画提案書のみとし、資料の追加を認めない。

(3) 審査選定決定方法

審査委員会において審査し、優先交渉権者、次順位交渉権者を決定する。ただし、順位や採点結果、選定理由を含む審査委員会の内容は公表しない。また、すべての企画提案書を審査した結果、交渉権者を選定しない場合がある。

(4) 選定結果の通知

企画提案（プロポーザル）参加者に対し、別途審査結果を通知する。

(5) 優先交渉権者との協議

町は、優先交渉権者と、提出された企画提案書を基に具体的な条件等の合意に向けた協議を行う。なお、優先交渉権者との協議が整わない場合や、優先交渉権者が失格要件に該当した場合は、町は優先交渉権者との協議を打ち切り、次順位交渉権者と交渉するものとする。

8 契約締結

町と優先交渉権者は、提出された企画提案書を基に具体的な条件等の合意に至った場合は、契約の締結を行う。

9 失格要件

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- (1) 提出期限を過ぎて企画提案書が提出された場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 参加要件のいずれかを満たさなくなった場合
- (4) 見積金額が提案上限額を上回っていた場合
- (5) 審査の公平性に影響を与える行為を行った場合
- (6) その他、本業務の遂行に相応しくないと認められた場合

10 配布資料

配布資料

配布資料は、次のとおりとし北谷町ホームページに掲載する。

- (1) 令和6年度北谷町東アジア3ヶ国地域向け観光物産コンテンツ造成及びプロモーション業務委託実施要領
- (2) 令和6年度北谷町東アジア3ヶ国地域向け観光物産コンテンツ造成及びプロモーション業務委託仕様書
- (3) 参加表明書（第1号様式）
- (4) 暴力団員又は暴力団員等でないこと等に関する誓約書（第2号様式）
- (5) 会社概要書（第3号様式）※任意様式可
- (6) 受託業務実績書（第4号様式）
- (7) 共同企業体結成届出書（第5号様式）※共同企業体を構成する場合に提出
- (8) 質問書（第6号様式）
- (9) 辞退届（第7号様式）※参加表明書提出後に辞退する場合に提出
- (10) 北谷町のGATE WAY MaaS構想に関する参考文書

11 スケジュール

| 内容 | 日時 |
|-----------------------------|----------------------------------|
| 募集開始及び質問受付開始 | 令和6年4月26日（金） |
| 質問の受付期限 | 令和6年4月30日（火） 午後5時まで |
| 質問の回答 ※一括して回答予定 | 令和6年5月2日（木） 午後5時まで |
| 参加表明書及び企画提案書 提出期間 | 令和6年4月26日（金）から令和6年5月13日（月）午後5時まで |
| 参加表明並びに企画提案書の書類審査（一次審査）結果発表 | 令和6年5月21日（火） |
| 提案内容審査（最終審査） （プレゼンテーション） | 令和6年5月29日（水） 令和6年5月30日（木）※予備日 |
| 審査結果通知 | 令和6年6月4日（火） |

12 審査の評価項目

審査に当たっては、以下の審査基準により評価する。

| 評価 | 審査の視点 | 配点 |
|----------|---|----|
| (1) 基本認識 | 北谷町の観光施策及び対象東アジア3地域マーケットにおける訪日（訪沖）需要に関して適切な知見を有するなど、本業務を行うにあたっての基本認識を持っているか | 10 |

| | | |
|----------------|---|----|
| (2)提案内容 | ① 提案内容の適切性 (ア)企画提案のコンセプトが事業趣旨と合致しているか。 ② 提案内容の具体性、実現可能性 (ア)仕様書に示した業務の内容が具体的に提案されているか。また実現可能な内容となっているか。 ③ 効果の期待値 (ア)提案内容を実施することにより、ちゃたんブランドをはじめとした本町特産品の普及と本町への誘客促進に繋がる可能性が期待できるものとなっているか (イ)北谷町を沖縄訪問のGATEWAYとするに十分な潜在需要に関するビッグデータ(事業に役立つ知見を導出するためのデータ)を確実にとり、それを活用する提案ができるか | 70 |
| (3)事業実施体制及び実績等 | ① 事業実施体制・スケジュール ② 実績 対象東アジア3地域からのインバウンド情報発信事業、データ集約事業等、類似事業の受託実績を有しているか。 | 15 |
| (4)積算 | 業務の費用積算において、各項目の積算は経済的かつ合理的な積算内容となっているか。 | 5 |

13 その他

(1) 提出書類の取り扱い

提出された企画提案書等の書類は、契約受託者が決定後返却又は廃棄する。

(2) 参加に係る費用の負担

企画提案(プロポーザル)への参加、資料の作成、提出に要する費用は、参加者の負担とする。

(3) その他

ア 参加表明書提出後、都合により企画提案に参加しないこととなった者は、参加辞退届(第7号様式)を提出すること。

イ 本要領に定めのない事項については、町及び審査委員会等において協議し、決定するものとする。

(4) 参加表明者が1者の場合は、企画提案(プロポーザル)を中止することがある。

14 問合せ及び書類の提出先

〒904-0192 沖縄県中頭郡北谷町桑江一丁目1番1号

北谷町建設経済部 観光課 観光係 担当: 渡部・知念

電話: 098-982-7714 (直通)

Eメール: syoukoukankou@chatan.jp